

東日本大震災における教職員定数加配方針

42

平成23年4月27日
宮城県教育委員会

1 趣 旨

東日本大震災により県内の多くの小・中学校が甚大な被害を受け、児童生徒においては悲惨な体験等による大きな精神的苦痛を強いられたところであり、一刻も早い児童生徒の生活環境及び教育の回復を図るためには、教職員、保護者及び地域住民が一体となった取り組みが必要である。

このため、各学校では児童生徒の心のケア、少人数指導等の学習支援、校舎・施設等の復旧に関する業務等、様々な支援が必要となることから、教育復興のための教職員の加配措置を講じるものである。

2 加配事項

県内公立小・中学校で、次の事項に該当する学校のうち、個別の事情等を考慮の上、総合的に判断し加配する。

- (1) 被災により学級編制に変更等が生じ、教職員定数が減となる場合で、教育活動の再開等のために、当初の定数が継続して必要と認められる学校
- (2) 被災により、心のケアや個別の学習支援等を必要とする児童生徒が相当数となる学校
- (3) 学校の復旧に伴い、地域との連携を強化し保護者及び地域住民と一体となった取り組みを推進するため、教職員の増員が必要な学校
- (4) 学校施設設備が甚大な被害を受け、自校舎での学習が事実上困難で、他校若しくは他の施設を使用せざるを得ない学校、又は校舎の一部を使用できるが、通常教室での授業ができない状況にあり、学校の管理運営上の業務が相当量増加する学校
- (5) 児童生徒数が急激に増加したことにより、児童生徒の心理的不安等を解消するため、通常とは異なる生徒指導上の配慮を必要とする学校
- (6) 被災に伴う特別の次のような事情等がある学校
 - ① 被災により、生活の本拠地が定まっていない、又は遠方からの通勤を余儀なくされている教職員が相当数である学校
 - ② (4) 前段の学校を受け入れる学校で、生徒指導上、特別な配慮を必要とする学校
 - ③ 学校施設が長期に渡り地域の指定避難所になることが見込まれる学校で、管理運営上の配慮を必要とする学校
 - ④ その他震災に関連した特別の事情のある学校

3 配当数

各学校の状況に応じて、各加配事項毎に必要な数を配当する。

4 加配手続等

- (1) 加配事項(1)については、各市町村教育委員会の意見を参考に県教育委員会が決定する。
- (2) 加配事項(2)から(6)については、各市町村教育委員会からの申請に基づき県教育委員会が決定する。

5 その他

- (1) 加配教職員は原則として教諭とし、他県からの派遣職員を充てることができる。
- (2) 児童生徒の心のケアが特に必要である場合は、養護教諭を配置することができる。
- (3) 学校の復旧業務にあたり、当該地域の複数の学校で集約的な業務を行う場合は、その拠点となる学校に事務職員を配置することができる。